



必ずお読み下さい

事実と異なる内容の申請・届出を行った場合や、変更の事実が生じたにも関わらず届出をしない場合は、許可の取消などの監督処分や罰則（懲役又は罰金）の対象となる場合があります。
必ず責任者へ確認のうえ、申請してください。

《建設業許可申請等の確認資料について》

国土交通省 九州地方整備局
(令和6年12月版)

確認資料の提出について

建設業許可の申請及び変更の届出をする際には、申請(届出)内容に応じて、申請書や届出書とは別に確認資料を提出する必要があります。紙申請の場合は、確認資料の提出部数は1部で、申請書や変更届と一緒に別冊にして提出してください。電子申請の場合は、バックヤード連携できるもの以外はPDFにして添付してください。

なお、提出された書類の返却はいたしませんのでご注意ください。

《注意》

「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書(市町村発行)」は確認書類ではなく法定書類です。申請書等と併せて**原本**をご提出ください。(電子申請の場合は、PDF)

※令和2年4月から『令第3条に規定する使用人』に関して、常勤性、権限を確認する資料の提出は省かれています。が、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は必要となりますのでご注意ください。また、

申請(届出)内容と確認事項

確認資料は、下記の申請(届出)内容に応じて必要となります。
具体的な資料については次ページ以降を参照してください。

確認事項 申請(届出)内容		経営業務の 管理責任者		営業所 技術者等		健康保険等の 加入状況		営業所
		常 勤 性	経 験	常 勤 性	経 験	健康保険 厚生年金	雇用 保険	存 在 所 有
許可申請	新規	○	○	○	○	法定書類として第13 号の後に、添付(早見表 参照)		○
	許可換え新規	○	○	○	○			○
	般・特新規	○	※	△	△			◆
	業種追加	○	※	△	△			◆
	更新	○		○				○
変更届	営業所の新設			○	○			○
	営業所の 所在地変更			◆	◆			○
	経営者の 変更・追加	○	○					
	営業所技術者の追加 担当業種の変更			○	○			
	営業所技術者の所属 する営業所の変更			○				
認可申請	譲渡	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○
	合併	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○
	分割	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○
	相続	○		○		○ (認可後)	○ (認可後)	○

○… 提出必要

△… 当該申請により、業種を追加する営業所及び追加される業種を担当する技術者に係るもの

※… 前回の許可申請時(申請の区分は問わない)において、既に経営者として置かれていたものであって、その経験年数が6年以上である場合には、前回の許可申請時に提出した経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)の写しをもってかえることができる。

◆… 変更があった場合に必要(内容確認のため、申請後に提出を求める場合あり)

経營業務の管理責任者の確認資料

常勤性を証明する資料

①下記のいずれかの資料をご提出ください。(電子申請の場合、余白等に「本店」と記載)

ア 健康保険被保険者証(両面)の写し

イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 住民税特別徴収税額通知書の写し

※令和6年12月2日以降、健康保険証被保険者証の新規発行は行われませんが、有効期限前の健康保険被保険者証を確認書類として用いることは可能です。

※健康保険被保険者証に事業所名の記載が無い場合、「住民税特別徴収税額通知書(写し)」等、事業所名が確認できるものを追加で提出してください。

※「現住所(実際に居住している住所)」を確認します。

上記提出した資料で現住所を確認できない場合は、「公共料金の領収証(写し)」等、氏名及び現住所が確認できるものを追加で提出してください。

※出向者である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)

経験を証明する資料

②経験時の役職に応じて、以下の表のうち、a) 及び b) の資料

経験時の役職	a) 経験期間、地位の確認資料	b) 経験業種の確認資料 ※
法人役員	A履歴事項全部証明書 B閉鎖登記簿謄本(Aのみで確認できない場合) ※上記については、原本(電子申請はPDF)	経験期間中の許可通知書の写し
令第3条に規定する使用人	就退任時の変更届出書の写し ・ 変更届出書 ・ 令第3条に規定する使用人の一覧表	申請書様式の別紙2(1)の写し
個人事業主	所得税確定申告書(控)の写し	経験期間中の許可通知書の写し

※ 許可を有していない期間中については、1年に1件以上の契約書等の写し

◎「準ずる地位における経験」、「補佐した経験」については個別に判断しますので、事前にご相談下さい。詳細は、「建設業許可事務ガイドライン」をご確認ください。

営業所技術者等の確認資料

常勤性を証明する資料

①下記のいずれかの資料をご提出ください。(電子申請の場合、余白に営業所名を記載)

- ア 健康保険被保険者証(両面)の写し
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ウ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- エ 所属会社の雇用証明書の写し
- オ 監理技術者資格者証の写し

※令和6年12月2日以降、健康保険証被保険者証の新規発行は行われませんが、有効期限前の健康保険被保険者証を確認書類として用いることは可能です。

※健康保険被保険者証に事業所名の記載が無い場合、「住民税特別徴収税額通知書(写し)」等、事業所名が確認できるものを追加で提出してください。

※「現住所(実際に居住している住所)」を確認します。

上記提出した資料で現住所を確認できない場合は、「公共料金の領収証(写し)」等、氏名及び現住所が確認できるものを追加で提出してください。

※出向者である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)

実務経験を証明する資料 (技術者の要件が実務経験の場合)

実務経験証明書とともに、下記②、③の両方をご提出ください。

(実務経験証明書に代えて、監理技術者証写しを提出する場合は①②とも不要。)

※必ず、該当業種の実務経験として該当工事に従事していることを確認の上で記載してください。

また、同一期間で、他の業種との経験と重複はできません。(末尾の記載例を要参照)

※実務経験証明書は自己証明は認められません。ただし、会社の解散の場合は当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、当時の役員等)の行方が不明な場合は、経験の確認、証明が可能な場合に限り本人が証明。この時実印をもって証明し、勤務した建設業者の閉鎖登記簿と印鑑証明書が必要)の証明を得ること(印鑑証明は発行後3ヶ月以内のもの)

② 実務経験の内容を証明するもの

- ア 証明者が建設業許可を有している期間については建設業許可通知書の写し
- イ 証明者が建設業許可を有していない期間については契約書等(請求書は不可)

③ 実務経験期間中の常勤を確認できるものとして以下のうちのいずれか一つ

- ア 健康保険被保険者証の写し

※ 事業所名と資格取得年月日が記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。

- イ ねんきん特別便の写し 又は 被保険者記録照会回答票、厚生年金加入期間証明書
- ウ 住民税特別徴収税額通知書の写し(期間分)

指導監督の実務経験を証明する資料 (技術者の資格が指導監督の実務経験の場合)

指導監督の実務経験証明書とともに、下記④、⑤、⑥のすべてをご提出ください。

(指導監督の実務経験証明書に代えて、監理技術者証写しを提出する場合は不要。)

- ④ 指導監督の実務経験証明書の内容欄に記載した工事全てについての契約書等
- ⑤ 指導監督の実務経験証明期間中の常勤を確認できるもの(上記③参照)
- ⑥ 指導監督した立場が確認できる資料
(施工体制台帳、施工体系図、コリンズ等に指導的立場として記載あるもの)

健康保険等の加入状況の確認資料

(法定書類として添付)

健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料

下記①、②のいずれか一つをご提出ください。

- ①健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書
- ②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書(紙申請は原本、電子申請はPDF)

※いずれも、申請時の直前のものであること

※様式第7号の3の「事業所整理番号等」欄には、事業所整理記号及び事業所番号を連続して記載する。ただし、個別の組合の場合は、組合名のみ記載する。
記載にあたっては、上記①②の記号、番号等との整合を確認すること。

雇用保険の加入を証明する資料

下記①、②のいずれか一つをご提出ください。

- ①労働保険概算・確定保険料申告書の控え + これにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書 (両方必要)
- ②雇用保険料納入証明書等 (紙申請は原本、電子申請はPDF)

※いずれも、申請時の直前のものであること

※様式第7号の3の「事業所整理番号等」欄には、労働保険番号を記載する。
記載にあたっては、上記①②の番号等との整合を確認すること。

営業所の確認資料

存在を証明する資料

営業所(本店及び支店等)の写真

(変更がない場合を除き、3ヶ月以内に撮影したもの)

① 外観全景 (看板等を確認できるもの)

(※オフィスビルに入居の場合には、入居者案内板等の写真も必要)

② 入口付近 (表札等を確認できるもの)

③ 内部全景 (電話、机等 什器備品等を確認できるもの)

④ 建設業の許可票 (標識の記載内容が判読可能なもの)

→「新規許可申請」の場合は許可票の写真は不要

「許可換え新規新規」の場合は現在の許可票の写真が必要

「更新申請」の場合は、前回は「新規申請」や「許可換え新規新規」の場合や

許可業種業種が前回更新時より追加・変更のなった場合に必要

※ 「営業所の新設、移設」の届出の場合も必要です。

※ 原則として、別添「写真台帳」を使用すること。

写真台帳に「会社名」、「許可番号」、「営業所の名称」、「自己所有又は賃貸借の別」、「撮影年月日」は必ず記載すること。

※ 既に提出した写真の状況等から変化がない場合には前回の写しでかまいません。
状況変化のあった営業所については、現在の写真(外観、入口、内観、許可票)を貼り付けてください。また許可票のみの変更の場合は、許可票の写真のみ現在のものとしてかまいません。過去との状況等の変化が不明な場合は、現在の写真を添付してください。

※ 状況等に変化がなく前回の写しが添付されている場合であっても、技術者数が極端に少ない場合などで、営業所の実態の確認等が必要な場合は、個別に現在の写真の提出をお願いする場合があります。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局

建政部 建設産業課 建設業係

TEL 092-471-6331

九州地方整備局建政部HP

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/>

確認資料に関するQ&A

◎ 常勤性について

Q1 常勤性とはどういうことですか？

A2 「経營業務の管理責任者」には、常勤が求められます。「常勤」とは、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事していることをいいます。また、「営業所の専任技術者」には「専任性」が求められ、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要となります。

◎ 常勤役員等(経管等)の経験について

Q2 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を許可申請書類に添付している場合、その他に確認資料としても提出する必要があるか？

A2 同じものを確認資料としても提出する必要はありませんが、商業登記簿謄本等で、必要となる経験期間を充足していなければ、閉鎖登記簿謄本等のその他の資料が必要になります。

Q3 商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本は、写しの提出でも可能か？

A3 原本を提出願います。電子申請の場合はPDFを添付してください。

◎ 特定営業所技術者の経験について

Q4 指導監督的実務経験証明書に記載した工事の契約書等が無い場合、代表者による証明や過去に提出した工事経歴書を提出することで代用可能か？

A4 許可申請者の作成による書類で代用することはできません。契約書等が無い場合には、当該工事の工事名、発注者、請負金額、工期が確認できる客観的な資料をご提出下さい。

◎ 営業所の存在について

Q5 写真を貼付する用紙があるが、この用紙以外に写真を貼り付け(印刷し)て提出することは可能か？

A5 原則として指定する用紙を使用いただきますが、やむを得ない事情がある場合等は可能です。ただし、「営業所の名称」、「撮影日」、「自己所有・賃貸借の別」、を必ず明記してください。また、「外観全景」、「入口付近」、「内部全景」、「建設業の許可票」の文字を各写真の位置に記載してください。

Q6 マンションの一室を営業所としており、マンションには看板等が無い場合、外観の写真はどうすればいいか？

A6 外観の写真とともに、マンションの案内板又は郵便ポスト等、そのマンションに入居していることが確認できる写真を撮影してご提出下さい。

◎ 全般

Q7 公的な書類(身分証明書等)や写真などに、発行日、撮影日の制限はあるのか？

A7 申請日前3ヶ月以内のものを提出下さい。

Q8 提出した書類は返却されるのか？

A8 提出された書類の返却はいたしません。補正の連絡等に備え、必ず控えをおとりください。

確認資料 表紙(主たる営業所用)

令和 年 月 日

※この表紙は、確認書類とともに要添付(営業所ごとに作成)。ただし、電子申請の場合は、「常勤性の確認資料」の余白に営業所名を記載し、この表紙は不要とする。

許 可 番 号		国 土 交 通 大 臣 許可(般・特一) 第 号	
商 号 又 は 名 称			
営 業 所 の 名 称			
経営 業務 の 管理 責任 者	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、() ※(注)3	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 登記簿謄本等 又は() ☐ 許可通知書の写し 又は()	
営 業 所	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、() ※(注)3	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 許可通知書写し ☐ 契約書等 ☐ 在職が確認できる資料等	
技 術 者 等	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、() ※(注)3	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 許可通知書写し ☐ 契約書等 ☐ 在職が確認できる資料等	
者 等	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、() ※(注)3	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 許可通知書写し ☐ 契約書等 ☐ 在職が確認できる資料等	
健康保険等の加入状況 →法定書類として添付		☐ 健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書 等 ☐ 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書 等	
営 業 所 の 存 在		☐ 写真 ※(注)4	

- (注) 1 この報告書は、主たる営業所について作成すること。
 2 記入する箇所以外は該当する事項をチェックすること。
 3 被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号にはマスキングをすること。
 4 営業所の写真はA4の用紙に貼付し、営業所名・「自己所有・賃貸借の別」・撮影日を明記すること。
 ★ 常勤性の確認資料は、現住所(実際に居住している住所)が記載されていることを確認すること。

確認資料 表紙(従たる営業所用)

令和 年 月 日

※この表紙は、確認書類とともに要添付(営業所ごとに作成)。ただし、電子申請の場合は、「常勤性を確認する資料(健康保険証添付の余白)」に営業所名を記載し、この表紙は不要とする。

許 可 番 号		国 土 交 通 大 臣 許可(般・特一) 第 号	
商 号 又 は 名 称			
営 業 所 の 名 称			
令第3条の使用人氏 名			
営 業 所 技 術 者 等	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、(※(注)3)	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 許可通知書写し ☐ 契約書等 ☐ 在職が確認できる資料等	
	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、(※(注)3)	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 許可通知書写し ☐ 契約書等 ☐ 在職が確認できる資料等	
	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、(※(注)3)	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 許可通知書写し ☐ 契約書等 ☐ 在職が確認できる資料等	
	氏 名		
	★常勤性の確認資料	☐ 健康保険被保険者証の写し、(※(注)3)	
	経 験 の 確 認 資 料	☐ 許可通知書写し ☐ 契約書等 ☐ 在職が確認できる資料等	
健康保険等の加入状況 →法定書類として添付 ※(注)4		☐ 健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書 等	
		☐ 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書 等	
営 業 所 の 存 在		☐ 写真 ※(注)5	

- (注) 1 この報告書は、すべての従たる営業所について作成すること。
 2 記入する箇所以外は該当する事項をチェックすること。
 3 被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号には必ずマスキングをすること。
 4 本店一括での加入の際には、添付不要。その場合、「主たる営業所用」に添付すること。
 5 営業所の写真は「写真台帳」に貼付し、営業所名・「自己所有・賃貸借の別」・撮影日等の事項を明記すること。
 ★ 常勤性の確認資料は、現住所(実際に居住している住所)が記載されていることを確認すること。

【 新規・更新・許可換え新規・業種追加・般特新規・変更届 】←いずれかに○をしてください
会社名() 許可番号()

※新規、許可換え新規は許可番号記載不要

営業所の名称 ()

所有区分の別 : 自己所有 ・ 賃貸借 (いずれかに○)

外観全景

令和 年 月 日 撮影

建物の全景を撮影してください。
その際、看板等を確認できるようにして下さい。
(看板等が入らない、小さくなるような場合には
看板等を別に撮影してください)

入口付近

令和 年 月 日 撮影

表札等(営業所名等)を確認できるように撮影して下さい。

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、
用紙(A4)に、「会社名」、「許可番号」、「営業所の名称」、「自己所有又は賃貸借の別」、「撮影
場所」、「撮影日」等をすべての必要事項を明記して下さい。

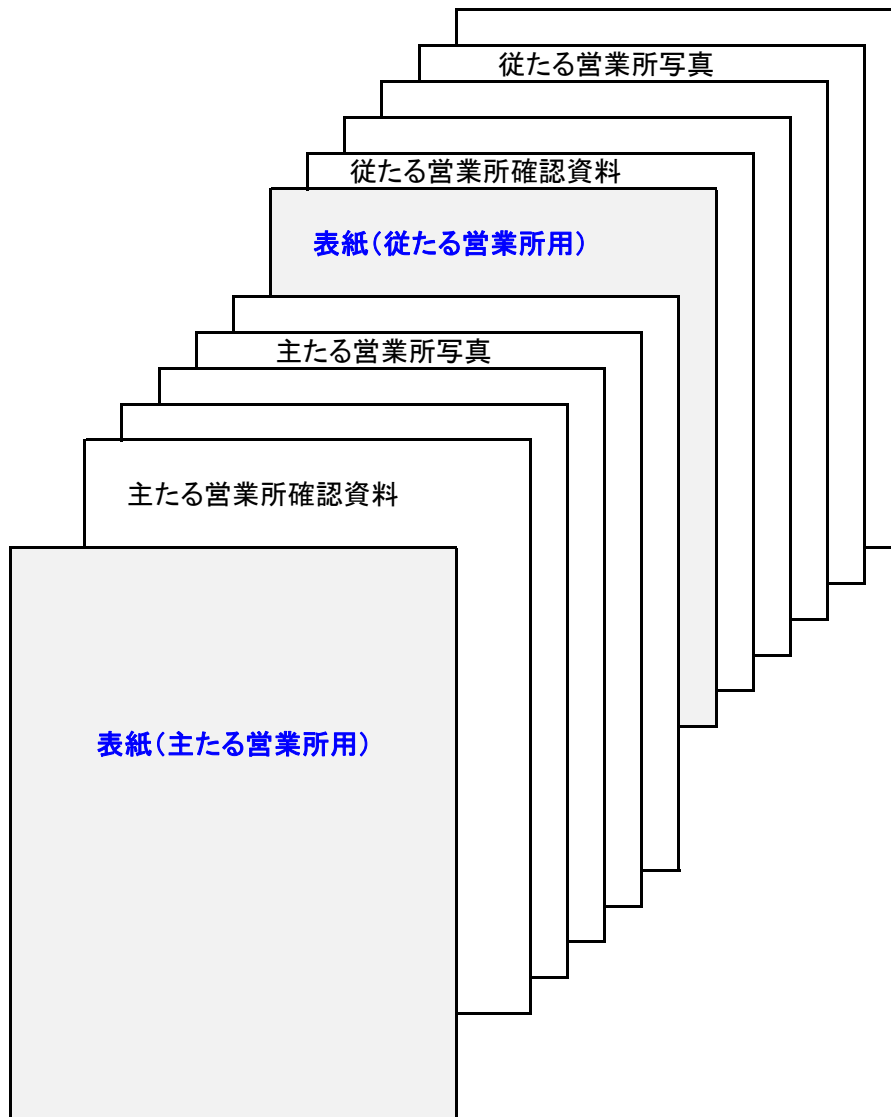
営業所の名称（ ）
所有区分の別： 自己所有 ・ 賃貸借 （いずれかに○）

内部全景	令和 年 月 日 撮影
電話、机等什器備品を確認できるように撮影して下さい。	

建設業の許可票	令和 年 月 日 撮影
建設業法第40条に規定する標識を 記載内容が判読できるように撮影してください。 ※新規許可申請の場合→不要 許可換え新規許可申請の場合→現在の許可票の写真が必要 更新申請の場合→前回は「新規申請」や「許可換え新規新規」の場合 や許可業種業種が前回更新時より追加・変更の なった場合に必要） ※営業所の新設、移転の届出時にも必要です。	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。
この用紙以外に写真を貼付する場合等（デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合）は、
用紙（A4）に、「会社名」、「許可番号」、「営業所の名称」、「自己所有又は賃貸借の別」、「撮影
場所」、「撮影日」等をすべての必要事項を明記して下さい。

確認資料の綴り方等



※サイズはA4で統一し、散逸しないようまとめること。

確認資料は、許可申請の際に提出する場合は、申請書類とは別綴じにすること(又は、申請書類の最後にまとめて添付すること)。

健康保険の加入状況の確認書類については、法定書類として様式第13号の後に、添付すること。(早見表参照)

記載例 1 (九州地方整備局)

様式第九号 (第三条関係)

(用紙A4)

実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 4 月 1 日

「証明者」は、原則として使用者(代表者)でなければならない。但し、法人の解散等により使用者からの証明を受けられない場合には、元役員等によることができる。その場合には、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」の欄に理由を明記すること。

福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州地方建設株式会社
九州 建一

証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。

実務経験を得た当時の会社を記入する。

証明者 被証明者との関係 社員

技術者の氏名	九州 太郎	生年月日	S38.4.27	使用された期間	H2 年 4 月から H24 年 5 月まで
使用者の商号 又は名称	九州地方建設株式会社			実際に雇用されていた期間を記入する。	
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事係員	〇〇邸壁張り工事 (普通作業員)			H17年 3 月から H17年 4 月まで	
工事係長	△△マンションインテリア工事 (出来型・品質管理担当)			H17年 6 月から H18年 2 月まで	
〃	××店舗内装間仕切り工事			H18年 4 月から H18年 7 月まで	
〃	□□邸家具工事 (普通作業)			H18年 9 月から H18年11月まで	
工事課長	●●マンション床仕上工事			H19年 1 月から H19年10月まで	
〃	▲▲高校校舎天井仕上げ工事 (工程管理担当)			H19年10月から H20年 2 月まで	
〃	■ ■邸たたみ工事 (工程管理担当)			H20年 4 月から H20年 5 月まで	
〃	◇◇マンション防音工事 (工程管理担当)			H20年 8 月から H21年 2 月まで	
〃	◎◎図書館防音工事 (出来型・品質管理担当)			H21年 5 月から H21年 9 月まで	
〃	▽▽マンションふすま工事 (出来型・品質管理担当)			H21年11月から H21年12月まで	
「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載する。 具体的な工事件名をあげて、建設工事に關する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載する。また、工事名の後に、()書きで、どういう作業に従事したかを記載する。				年 月から 年 月まで	
「実務経験年数」の欄に記載された期間の合計(実際の実務経験期間の合計)を記入する。 (使用された期間の通算期間を記載するものではない。) なお、期間の計算は、各工事の実務経験年数が「H17.3~H17.4まで」の場合は1ヶ月、「H17.6~H18.2まで」の場合は8ヶ月 のように計算し、その合計が要件を満たしていなければならない。 ※同一期間について、複数業種の経験を重複して計上することはできない。					
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 3 年 3 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載例 2 (九州地方整備局)

様式第九号 (第三条関係)

(用紙A4)

実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 4 月 1 日

福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方建設株式会社

証 明 者 九州 建一

被証明者との関係 社 員

記

技 術 者 の 氏 名	九州 太郎	生年月日	S38. 4. 27	使用された期間	H2 年 4 月から H24 年 5 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	九州地方建設株式会社				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	〇〇邸壁張り工事（普通作業員） 外38件			H12年 4月から H13年 3月まで	
工事係長	△△マンションインテリア工事（普通作業員） 外48件			H13年 4月から H14年 3月まで	
	××店舗内装間仕切り工事（普通作業員） 外27件			H14年 4月から H15年 3月まで	
	□□邸家具工事（出来型・品質管理担当） 外72件			H15年 4月から H16年 3月まで	
工事課長	●●マンション床仕上工事（工程管理担当） 外42件			H16年 4月から H17年 3月まで	
	▲▲高校校舎天井仕上げ工事（工程管理担当） 外53件			H17年 4月から H18年 3月まで	
	■ ■ 邸たたみ工事（出来型・品質管理担当） 外138件			H18年 4月から H19年 3月まで	
	◇◇マンション防音工事（出来型・品質管理担当） 外44件			H19年 4月から H20年 3月まで	
	◎◎図書館防音工事（出来型・品質管理担当） 外29件			H20年 4月から H21年 3月まで	
	▽▽邸マンションふすま工事（工程管理担当） 外76件			H21年 4月から H22年 3月まで	
「実務経験の内容」及び「実務経験年数」について、1人の技術者が1年を通して、継続的に1つの業種の建設工事の実務に従事した場合には、その年の代表的な工事名を1件記載し、従事した他の工事件数を「外〇件」と記載し、1年間の経験として記載することができる。 但し、1年間のうちに、他の業種の建設工事の実務に従事していた期間や建設工事の実務に従事していない期間がある場合には、上記のような記載をすることはできない。その場合は、記載例1のとおり記載を行うこと。 (注意)実際に経験のない期間の記載を行った場合、虚偽申請の対象となります。					
				年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 10年 0月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。